

会派等からの質問事項【交付金返還関係】

質問 No.	会派名等	質問内容	回答	担当
1	一関市議会公明党	<p>令和6年7月20日に東山支所で行われた説明会での農林部長の発言「集落協定を締結している集落は権利能力なき社団と整理され、この場合、団体に所属している構成員個人の財産にまで請求は及ばないと認識している。」 この内容についての法的根拠は何か。</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金の協定を締結した集落（以下「協定集落」という。）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体としての組織を備え、 ・ そこでは多数決の原理が行われ、 ・ 構成員の変更ににかかわらず団体そのものが存続し、 ・ その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している <p>ことから、権利能力のない社団の要件を満たしているものと考えられる。</p> <p>◆昭和48年10月9日最高裁判所判例 「権利能力のない社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、社団の構成員全員に一個の義務として総有的に帰属し、社団の総有財産だけがその責任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し個人的債務ないし責任を負わない。」 この判例により、権利能力のない社団の債務は、構成員の責任は有限責任であり、構成員が社団に出資した限度で責任を負うものと認識している。</p>	農林部
2	輝郷会	<p>6月5日特別委員会－会派への質問回答より抜粋 集落協定代表者には毎年、現地確認の結果を通知しており、この通知において、当該事案の農地は農用地として適切に管理がなされていないと判断したため、交付対象農用地とならない旨を令和4年度に通知した。と答弁しているが、 令和3年度までは、当該事案の農地は農用地として適切に管理がなされていると判断されているが、第4期対策分と5期対策の令和3年度までの当該農地について、行政側の判断責任として、行政の手続き上、法的に瑕疵があったと認めるのか。あるいは、過失との認識なのか。行政側に法的な責任があるものか伺う。</p>	<p>現在、農地法及び農振法違反が生じた原因の特定と全容の把握に努めており、調査結果がまとまれば、盛土農地問題のどこに、どのような問題があったのかが整理されることになるが、現時点で責任度合いの検証には至っていない。</p>	農林部

質問 No.	会派名等	質問内容	回答	担当
3	輝郷会	<p>6月5日特別委員会－会派への質問回答より抜粋</p> <p>「中山間地域等直接支払交付金については、交付対象とならない農用地分について、今後、市の負担分を除き、補正予算計上し、市から県へ、県は国へ返還することとなる。なお、交付金の要綱・要領等では市から集落協定等に交付した交付金は返還を求めるとされている。」とあるが、</p> <p>交付金の返還手続き上の流れとしては、そのとおりであるものと認識されるが、行政側に、本事案に至った原因の責任がある場合、協定集落に対する補償をするといった考え方はないものか伺う。</p>	<p>国の実施要領では、協定違反の事態が生じた場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、違反のあった集落協定代表者に速やかに通知し、市が交付した交付金の返還を求め、 ・ 集落協定から返還された交付金のうち、県から交付された額については県に返還することとされている。 <p>市と農業委員会として、当初の事例において違反転用に該当するという明確な判断を示せなかったことが、今日の状況を招いているという結果責任はあると認識しているが、交付金の制度上、集落協定違反があった協定集落の代表者から市が交付した交付金を返還していただくこととなる。</p> <p>これは、交付金の対象とならず、本来は受けることのできない交付金を返還していただくものであり、市が補償をするという考えはない。</p>	農林部
4	一関みらい	中山間の組織が市に対して交付金返還が出来なかった場合の措置はどうなるのか。	交付金が返還されなかった場合は、返還未済額を市の私債権として整理し、「一関市債権管理条例」に基づき債権管理を行う。	農林部
5	一関みらい	地域内で盛土した人とししない人の分裂が生じた場合の市の対応はどうするのか。	市が協定集落に交付金の返還を求めることにより地域コミュニティが崩壊しないよう、引き続き地域振興や農業振興の支援を行っている。	農林部
6	清和会	<p>集落協定違反の場合の取扱いについて、農業生産活動等が行われなくなった場合とは、具体的にどのようなことか。</p> <p>又、このようなことで交付金返還となった全国での事例は。</p>	<p>交付金の交付対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う者とされている。</p> <p>国の実施要領において、「農業生産活動等」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地における耕作、 ・ 適切な農用地の維持・管理 ・ 水路、農道等の維持管理 <p>をいい、ここでいう「適切な維持管理」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地としての形態及び機能を維持し、 ・ 維持管理農用地においては、作物の栽培が可能な状態に保たれていることをいう。 <p>集落協定違反により交付金を返還した全国的事例としては、平成27年度から令和元年度の第4期分の交付金について、第4期期間中に交付金の対象農用地を無許可で転用したことから、第4期分の交付の全額返還を令和4年度に集落協定に対して求めた事例がある。</p>	農林部

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
7	清和会	7月20日、13集落向け初説明会の中で、協定代表の方から令和4年12月以降今回の説明会まで、市からは情報提供が一切なかったとのことだが、事実であればその理由は。	交付金の返還対象となる協定集落への説明が遅くなったが、この盛土農地の問題は土地所有者ごとに状況が異なっていたため、調査に相当な時間を要し、それに伴い県、国との相談にも時間を要したことによるものである。 交付金の取扱いについては、今般、県、国との間で一定の方向性が確認されたことから、7月20日に返還対象となる協定集落に対して説明会を開催したものである。	農林部
8	清和会	交付金等の返還対象は、中山間、多面的、水田活用、集積協力金の4種類との説明があったが、新聞報道では中山間の他に多面的など3種類、協力金を合わせると5種類と理解するが、改めて返還対象となる交付金の内容は。	返還対象となる交付金は、 ・ 中山間地域等直接支払交付金 ・ 多面的機能支払交付金 ・ 機構集積協力金 ・ 水田活用の直接支払交付金 の4種類である。 ※ 水田活用の直接支払交付金については、国から農業者へ直接交付している交付金となるため、市が返還を求める交付金には該当しない。	農林部
9	清和会	7月20日、13集落向け初説明会の中で、集落より「何年経過しようかと返せない」との発言に対し、農林部長より「今回の返還金は市の私債権となり、5年経過後、集落協定を締結している集落は権利能力なき社団と整理され、この場合、団体に所属している構成員個人の財産にまで請求は及ばないと認識している。」と答弁しているが、議会承認が無いこの時点での説明として適切と判断しているか、盛土農地所有者に対し今後もこの説明をすることにより、返還しないまま5年経過すれば市に返さなくてもいいと判断されると思うがいかがか。	返還金が納付されない場合には、市の私債権として5年間適切な債権管理を行う必要があることを説明したものであり、返還金を返還しなくても良いという趣旨ではない。	農林部
10	清和会	まだ、市の責任問題が明らかになっていないのに、急いで9月議会に返還金を予算計上する理由は。	県、国と集落協定違反があった農用地の対応について一定の方向性が確認されたことから、交付金の返還に係る関係予算を補正予算として提案するものである。	農林部
11	清和会	7月20日の説明会で、出席者から「現地確認では問題が無いとの通知が来ていた。」との言葉をどのように捉えているのか。	市の現地調査において、盛土農地に早期に気づき、交付金の交付対象外であると判断できなかったことで、今日の状況を招いているという結果責任を感じている。	農林部
12	清和会	市側でも責任を認めていることから、協定集落や農業者個人のみへ返還を求めることは、多額でもあり納得しないのではないか。具体的な責任の取り方を示す必要があるのではないか。	No. 2と同じ。	農林部
13	清和会	市や農業委員会の責任と交付金返還を全額農家や地域に求めることについて。	No. 3と同じ。	農林部

質問 No.	会派名等	質問内容	回答	担当
14	清和会	交付金の返還についても、協定集落や農業者個人だけでなく、処理業者や運搬事業者にも責任があるのではないか。	国の実施要領に基づき、集落協定違反があった協定集落から市が交付した交付金を返還していただくこととなる。	農林部
15	日本共産党一関市議団	返済能力のない団体へ返済を求められるのか。	No.14と同じ。	農林部
16	日本共産党一関市議団	団体の代表者へ返済を求められるのか。	No.14と同じ。	農林部
17	日本共産党一関市議団	解散した団体へ返済を求めることは可能か。	解散した団体の財産の管理人や清算人に対する返還請求は可能と認識している。	農林部